

令和5年度から適用

# 市・県民税の主な改正点のお知らせ

問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

主な改正点は次のとおりです。詳細については市HPをご覧ください。なお、所得税についても同様の見直しが行われ、令和4年分から適用されます。また、申告会場の日程は、広報かがやき1月号に掲載予定です。

## ●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の延長

所得税の住宅ローン控除制度の見直しに伴い、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で翌年度分の個人市・県民税から控除する措置について、見直し・延長を行います。

- ◆住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度まで、居住年を令和7年12月31日まで延長
- ◆控除限度額を13万6,500円から9万7,500円に引き下げ



## ●セルフメディケーション税制の延長

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について見直し・延長を行います。

- ◆対象となる医薬品の範囲の見直し
- ◆適用期限が5年間延長され、令和8年12月31日までに購入した医薬品が対象

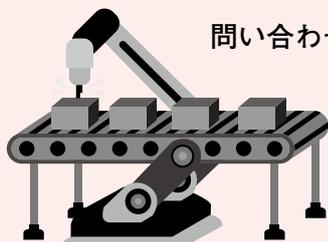
## ●成年年齢の引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳又は19歳の方は、個人市・県民税の非課税判定において、未成年にあたらないこととなります。

未成年は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年にあたらない方は前年中の合計所得金額が38万円（扶養親族の数により異なる）を超える場合は課税されます。

## 償却資産の申告は1月31日(火)まで

申告対象となる方や令和4年中に法人市民税の「法人設立（設置）届」を提出された方などには、12月上旬に申告書類を郵送しています。なお、課税標準額が150万円に満たない方には、申告書の発送をしていません。詳細は市HPをご覧ください



問い合わせ／税務課家屋担当  
（内線2263～2265）

## 申告用の納付額確認書を交付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を口座振替で納付した方に、保険税（料）の納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書で納付した場合などで納付額確認書が必要な方は、国保年金課、介護保険課又は両支所福祉グループに申請してください。

持ち物／来庁者の本人確認書類、委任状（同一世帯の方の場合は不要）

問い合わせ／国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＝国保年金課（内線2653・2663）

介護保険料＝介護保険課（内線2673・2675）